

新（令和6年9月15日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

共通仕様書

土木工事編 I

（土木工事共通仕様書）

令和5年10月1日

令和6年9月15日一部改定

※小見出しに○が付いているものは、編集作業時の手間を
少なくするための記号であり、意味はありません。

現行（令和5年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

共通仕様書

土木工事編 I

（土木工事共通仕様書）

令和5年10月1日

※小見出しに○が付いているものは、編集作業時の手間を
少なくするための記号であり、意味はありません。

新（令和6年9月15日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

8. 段階確認 1 ○

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1-1「段階確認一覧」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。また、当初予定していなかった段階確認の実施について、監督員から通知があった場合においても、受注者は段階確認を受けなければならない。
- (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、受注者は、確認した箇所に係る監督員が押印した書面の写しを保管しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員が完成時不可視となる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

9. 段階確認 2 ○

段階確認は監督員の臨場が原則であるが、やむを得ず机上となる場合でも、受注者は、事前に施工管理記録、図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し確認を受けなければならない。

10. 段階確認 3 ○

段階確認について、主たる工種に新工法、新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある又は及ぼす可能性のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事にあつては、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督という）を行うものとする。重点監督の方法については、「福島県土木部工事監督員執務要綱」による。

11. 遠隔臨場 ○

受注者は、原則として「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、遠隔臨場を実施すること。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りではない。

【令和6年9月15日一部改定】

現行（令和5年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

8. 段階確認 1 ○

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1-1「段階確認一覧」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。また、当初予定していなかった段階確認の実施について、監督員から通知があった場合においても、受注者は段階確認を受けなければならない。
- (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、受注者は、確認した箇所に係る監督員が押印した書面の写しを保管しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員が完成時不可視となる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

9. 段階確認 2 ○

段階確認は監督員の臨場が原則であるが、やむを得ず机上となる場合でも、受注者は、事前に施工管理記録、図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し確認を受けなければならない。

10. 段階確認 3 ○

段階確認について、主たる工種に新工法、新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある又は及ぼす可能性のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事にあつては、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督という）を行うものとする。重点監督の方法については、「福島県土木部工事監督員執務要綱」による。

新（令和6年9月15日適用）	現行（令和5年10月1日適用）
<p style="text-align: center;">共通仕様書 土木工事編 I</p> <p style="text-align: center;">第1編 第1章 総 則</p> <p>担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境等の改善</p> <p>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7. 発見・拾得物の処置</p> <p>受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</p> <p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、監督員の指示により次の記録を提出しなければならない。（品質及び出来形の規格値は、この仕様書で定めるものの外は特記仕様書及びJIS、JASに定める規格によるものとする。）なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議のうえ、施工管理、写真管理を行うものとする。</p> <p>(1) 出来形管理記録</p> <p>出来形の規格値及び施工管理基準により管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 品質管理記録</p> <p>品質の規格値及び施工管理基準により管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 写真管理記録</p> <p>写真管理基準に従って、工事の段階ごとにその着手から完成までの施工状況が識別できるよう管理を行わなければならない。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）写真管理基準の「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に基づき実施しなければならない。</p> <p>9. 工事情報共有化（工事情報共有システム（ASP）） ○</p> <p><u>受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p style="text-align: left;">【令和6年9月15日一部改定】</p> <p style="text-align: center;">— 38 —</p>	<p style="text-align: center;">共通仕様書 土木工事編 I</p> <p style="text-align: center;">第1編 第1章 総 則</p> <p>担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境等の改善</p> <p>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7. 発見・拾得物の処置</p> <p>受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</p> <p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、監督員の指示により次の記録を提出しなければならない。（品質及び出来形の規格値は、この仕様書で定めるものの外は特記仕様書及びJIS、JASに定める規格によるものとする。）なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議のうえ、施工管理、写真管理を行うものとする。</p> <p>(1) 出来形管理記録</p> <p>出来形の規格値及び施工管理基準により管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 品質管理記録</p> <p>品質の規格値及び施工管理基準により管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 写真管理記録</p> <p>写真管理基準に従って、工事の段階ごとにその着手から完成までの施工状況が識別できるよう管理を行わなければならない。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）写真管理基準の「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に基づき実施しなければならない。</p> <p>9. 不可視部の施工 ○</p> <p>受注者は、水中又は地下に埋設される部分、その他完成後、外部から確認することが出来なくなる部分の施工に際しては、出来形、寸法、品質及び施</p> <p style="text-align: center;">— 38 —</p>

新（令和6年9月15日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

10. 不可視部の施工 ○

受注者は、水中又は地下に埋設される部分、その他完成後、外部から確認することが出来なくなる部分の施工に際しては、出来形、寸法、品質及び施工状況の確認できる写真その他を作成し監督員に提出しなければならない。

【令和6年9月15日一部改定】

現行（令和5年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

新（令和6年9月15日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

11. 重要構造物等の施工 ○

受注者は、工事の施工が次の各号の事項に該当する場合は、監督員の立会いを求めたうえ施工しなければならない。

- (1) 特に重要、又は特殊な構造物の基礎工事の施工
- (2) 第三者に対する損害の発生のおそれのある工事の施工を行う場合
- (3) その他監督員の特に指示したもの

12. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1-1-30 履行報告

受注者は、約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（第8号様式その3）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-31 使用人等の管理

1. 労働条件 ○

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2. 管理及び監督 ○

受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-32 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1-1-33 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、

現行（令和5年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

工状況の確認できる写真その他を作成し監督員に提出しなければならない。

10. 重要構造物等の施工 ○

受注者は、工事の施工が次の各号の事項に該当する場合は、監督員の立会いを求めたうえ施工しなければならない。

- (1) 特に重要、又は特殊な構造物の基礎工事の施工
- (2) 第三者に対する損害の発生のおそれのある工事の施工を行う場合
- (3) その他監督員の特に指示したもの

11. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1-1-30 履行報告

受注者は、約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（第8号様式その3）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-31 使用人等の管理

1. 労働条件 ○

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2. 管理及び監督 ○

受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-32 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1-1-33 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、